

県土の利用に関する計画について

【県土利用のあり方】

第4次千葉県国土利用計画 (平成20年7月策定済)

計画期間
平成20年～平成29年（10年間）

- (例)
- ・農用地 → 食料生産の基盤となる農地の保全
 - ・森林 → 保全・整備・活用 里山づくり
 - ・住宅地 → 既存の社会資本ストックの活用 質の高い住宅地
 - ・自然 → 自然資源の活用 自然景観の保全 自然公園の整備

モニタリング制度・計画評価制度を導入して計画の進行管理・推進を図っていく

基本とする

【土地利用の基本的な方向づけ】

土地利用基本計画 (法定計画)

計画の趣旨・性格

- ・各種土地利用行政のマスタープランとしての機能
- ・各種の計画や規制に係る総合的な調整機能

計画で定める内容

- ◇計画図
5地域区分の明確化
 - ・都市地域
 - ・農業地域
 - ・森林地域
 - ・自然公園地域
 - ・自然保全地域
- ◇計画書
 1. 各地域における土地利用の原則
 2. 重複する地域における土地利用の調整方針
(例) 都市地域と農業地域と森林地域が重複する場合

反映

協議・同意

国土交通大臣

【個別地域における土地利用規制】

- 都市地域
- 農業地域
- 森林地域
- 自然公園地域
- 自然保全地域

都市計画(都市計画法)
前回: 19年2～3月決定
次回: 24年頃

農振計画(農振法)
実情に応じて
各市町村で見直し

地域森林計画(森林法)
前回: 北19年度、南21年度
次回: 北24年度、南26年度

公園計画(自然公園法)
約5年毎に
各公園計画を見直し

自然環境保全地域
(自然環境保全法)
毎年度、計画的に見直し調査を実施

即する

- ・国土利用計画地方審議会の意見
- ・市町村の意見
- ・県民等の意見